

学校法人日本大学評議員会議事録（要旨）

1 日 時 令和4年9月16日（金）自 午後2時00分
至 午後4時48分

1 場 所 日本大学会館大講堂
（東京都千代田区九段南四丁目8番24号）

1 評議員現員数 49人 （定員38人以上49人以内）
（寄附行為第24条第1項）

1 出席評議員 出席者49人（うち書面による議決権行使者 8人）、欠席者0人

1 議長選出

寄附行為第27条に基づき互選を行った結果、友近英展評議員が議長に選出された。

1 諮問

第1号 学校法人日本大学役員規程の一部改正について

総務部長から、資料に基づき、学校法人日本大学役員規程において、理事長、学長、常務理事、副学長は、評議員を兼務することができないと規定しているが（役員規程第7条第2項）、学識経験評議員から選出された理事（学識経験理事）は、その豊富な見識を本学の管理運営に積極的に反映することで、経営強化につながると思料されることから、常務理事に選任できるよう、役員規程を改正する。ただし、本規程の改正案については、理事と評議員の兼職を禁止する私立学校法の改正がなされなかった場合のことを考慮し、今回の規程改正の内容の適用時期を、令和4年7月を始期とする理事、評議員の任期満了時期である令和8年6月30日までに限定すると説明があり、了承された。

（議案に対する主な質疑応答及び意見）

質問：常務理事に選任する人数について確認したい。また、議案明細書には理事会の議事録（要旨）の開示について記載があるが、その取扱いについて確認したい。

回答：新たに常務理事に選任する人数は2名ないし3名を考えている。議事録の取扱いについては、現在、理事会等で検討中である。

意見：本改正によりチェック機能の低下が懸念されるため、その部分を補填する意味でも、情報の開示を堅持していただきたい。

意見：議事録については、将来的な質の担保及び倫理的な縛りとなるため、年限を区切り公開できるような規定を制定していただきたい。

1 議 事

第1号議案 学校法人日本大学寄附行為変更に関する件

(収益事業開始に伴う変更)

総務部長から、資料に基づき、一連の不祥事を受け、株式会社日本大学事業部は清算することとし、令和4年5月6日開催の理事会で事業部が行っていた保険代理店事業については、学生・生徒等へのサービス維持の観点から、法人として当該事業を承継することが決定している。これにより、法人として当該事業を行うことが収益事業に該当するため、寄附行為を変更する旨説明があった。審議の結果、挙手による採決を行い、原案のとおり可決された。

なお、提案のあった付帯決議については、出席評議員（議長及び書面による議決権行使者を除く）の挙手による採決を行い、否決された。

(議案に対する主な質疑応答及び意見)

意見：事業の承継に当たり、現在加入している学生・生徒の卒業までと限定するのであれば理解できるが、次年度の新入生に対しても収益事業を継続するとなると別の議論になると思料する。

質問：第31条第7号に新たに規定された「収益事業に関する重要事項」とはどのような事項になるか。

回答：重要事項については、例えば、収益事業の継続有無や収支、サービスの内容等、様々なものが想定されるが、具体的に列挙するのは控えさせていただきます。

質問：本寄附行為の変更について、理事会でどのような議論があったのか確認したい。

回答：前提となる事業部の清算について、執行部会、常務理事会及び理事会の3回にわたり、当該業務を行っている現在の事業部代表取締役から資料を提示いただき、説明を受けている。事業承継の重要性について、理事会構成員も理解していると思料する。

質問：法人が承継しなければならない理由について、改めて確認したい。

回答：事業部の清算が決定し、学生が現在も加入している中で、今後の保険代理店事業の取扱いについて様々な検討をしてきたが、法人の管理下で事業を引き継いで実施することで透明性が保たれると判断した。学外の代理店に承継した場合に伴う学生への負担等も考慮した。

意見：寄附行為の変更のような重要案件については、1か月程度前に資料をいただき、十分な時間をとって、検討できるようにしていただきたい。

意見：議論に当たり、収益事業自体が悪いと捉えることは、注意すべきである。重要なことは、寄附行為に収益事業を規定した場合、大学本体の事業となり、法人監事が大学本体の事業として監査すること、また、理事も大学の事業として監督することとなる。

意見：保険代理店事業の承継は、現在加入している学生等の保険に留めるべきであり、新規の保険募集については、評議員会の諮問事項として新たに規定された重要事項に該当すると思料するため、理事会で方向性を検討し、改めて諮問いただきたい。

回答：様々な意見については検討させていただく。保険代理店事業の承継については、次の評議員会開催まで懸案事項として持ち帰るのは、当該事業に支障を来すため、理解いただきたい。

意見：原案どおりで良いという意見もあると思料する。

意見：今回の寄附行為の変更は、収益事業を行うのか否か、その内容が保険代理店事業を行うものであり、それを行うのであれば、重要事項としてその内容を評議員会にも諮問するという、全体のルールの変更が諮られていると理解している。運用の中での問題点は、理事会が洗い出し、重要事項として、必ず評議員会に報告・提案があり、継続の有無を意見として聴いていくことを条文として約束したと認識しており、限定して承継するか否かを分けて議論するものではないと思料する。

意見：本寄附行為変更に当たって、新規の保険募集については、重要事項に相当するため、評議員会に必ず諮問することを付帯事項として付すこ

とについて、採決をお願いしたい。

第2号議案 学校法人日本大学寄附行為変更に関する件

(大学院危機管理学研究科及びスポーツ科学研究科の設置並びに
生物資源科学の改組に伴う変更)

総務部長から、資料に基づき説明。大学院危機管理学研究科及び大学院スポーツ科学研究科の設置及びそれに伴う学則変更については、令和4年3月11日開催の理事会、また、生物資源科学部の改組(既存の「獣医学科」及び「食品ビジネス学科」を除く10学科の学生募集を停止し、新たに9学科を設置)については、令和3年12月3日開催の理事会でそれぞれ決定している。審議の結果、原案のとおり可決された。

(議案に対する主な質疑応答)

質問：理事会においては、どのような議論がなされたのか。

回答：理事会においても同様の説明をし、承認いただいている。

質問：生物資源科学部の改組について、学部内で円満に決定されたのか確認したい。

回答：改組に伴う人員の異動はあったが、学部内で問題なく完了している。

その他(諮問並びに議事以外に関する主な質疑応答及び意見)

意見：コンプライアンス事務局が設置され、各種窓口について改善が図られていくと思料するが、教職員が安心して、信頼して相談できる窓口を早急に構築いただきたい。

意見：議場の座席配置について、可能な限り顔が見える配置にしていただくよう改善を求める。

意見：短期大学の今後の運営について検討いただきたい。

質問：カザルスホールの検討状況について確認したい。

回答：引き続き検討中である。評議員の方々にも協力いただき、意見等を賜りたい。

以 上